

第14回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年3月24日(金曜日) 午前10時
午前9時半開場予定

開催場所

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー5階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室

決議事項

議案 剰余金の処分の件

目次

第14回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	4
連結計算書類	28
計算書類	30
監査報告	32

株 主 各 位

証券コード：6533
(発送日) 2023年3月8日
(電子提供措置の開始日) 2023年3月3日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社 Orchestra Holdings
代表取締役社長 中 村 慶 郎

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://orchestra-hd.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6533/teiji/>

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月23日（木曜日）午後7時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月24日（金曜日）午前10時（午前9時半開場予定）
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー5階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室
（末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第14期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 剰余金の処分の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎株主総会決議通知の発送は行わず、本総会の結果は当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

株主総会参考書類

議案

剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、M&Aや新事業領域への成長投資により株主価値の継続的向上を目指すとともに、事業拡大に関する資金需要、経営成績及び財政状態等を総合的に勘案したうえで利益還元策を実施していきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき9円
配当総額88,301,727円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月27日

以上

事業報告 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

技術進展が進むIT分野では、少子高齢化が進む中、今後IT人材不足がますます深刻化し、2030年には約45万人までIT人材の不足規模が拡大するとの推計結果が出ております。(出所:経済産業省委託事業「IT人材需給に関する調査」)

また、デジタルトランスフォーメーション(DX)のトレンドが進展する中、生産性の向上や業務の効率化を目的にクラウドファースト戦略を実行する企業が増える他、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行によって、「テレワークの導入」「デジタルビジネスの強化」などの喫緊の業務課題を解決するためにパブリッククラウドサービスを活用する企業も増加しております。2022年の国内パブリッククラウドサービス市場規模は前年比29.8%増の2兆1,594億円になると見込まれており、また2021年~2026年の年間平均成長率は20.8%で推移して、2026年の市場規模は2021年比2.6倍の4兆2,795億円になると予測されております。(出所:IDCJapan株式会社「国内パブリッククラウドサービス市場予測、2022年~2026年」)

デジタルマーケティング領域においては、2021年のインターネット広告市場が2兆7,052億円(前年比21.4%増:株式会社電通発表)となり、社会の急速なデジタル化を背景に、インターネット広告費がマスコミ四媒体広告費(2兆4,538億円:株式会社電通等共同発表)を上回るなど、広告のデジタル化の流れは引き続き拡大しております。

このような環境のもと、デジタルトランスフォーメーション事業においては、引き続きクラウドインテグレーション分野の強化を進めるとともに、人材の採用育成による開発体制の拡充を進める等、当社グループにおける成長事業としての確立を推進してまいりました。デジタルマーケティング事業においては、主力サービスである運用型広告を中心に引き続き拡販を進めるとともに、MA/CRM支援を含むマーケティング全体の最適化を支援する体制を強化してまいりました。その他の事業では、プラットフォーム事業における新規ユーザー獲得のためのプロモーション施策を行うほか、新規事業への成長投資を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は以下のとおりとなりました。

なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を適用したことにより、当連結会計年度の売上高及び売上原価は10,842,253千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益に影響はありません。また、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、連結売上高については、前連結会計年度と比較した対前期増減率(%)は記載していません。

詳細は「連結注記表」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の売上高は10,377,898千円（収益認識会計基準適用前の前期は16,640,632千円）、営業利益1,350,909千円（前期比7.0%増）、経常利益1,400,134千円（前期比8.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益853,709千円（前期比12.7%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① デジタルトランスフォーメーション事業

当事業においては、事業開始からM&Aを推進し、同時にIT人材の採用を行うことで開発体制の拡充を進めてまいりました。IT利活用の多様化・高度化に伴い拡大するIT需要を取り込み、クラウドインテグレーション、各種Webシステム開発等の案件を受注しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,805,608千円（前期比17.1%増）、セグメント利益（営業利益）は319,337千円（前期比30.9%減）となりました。

② デジタルマーケティング事業

当事業においては、インターネット広告市場が堅調に伸長する環境のもと、主力サービスである運用型広告を中心に、既存取引先からの受注額の増額や新規取引先の獲得が順調に推移しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,695,404千円（収益認識会計基準適用前の前期は11,926,258千円）、セグメント利益（営業利益）は、2,123,788千円（前期比24.0%増）となりました。

③ その他

その他の事業においては、「チャットで話せる占いアプリウラーラ」を主力としたプラットフォーム事業や、タレントマネジメントシステム「スキルナビ」の開発・販売、新規事業等に取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,022,838千円（前期比46.8%増）となりました。また、当連結会計年度におけるセグメント損失（営業損失）は、69,390千円（前期は21,805千円の損失）となりました。

2. 重要な組織再編等の状況

当社の子会社である株式会社デジタルアイデンティティは、2022年9月30日付で株式会社LIFULL Marketing Partners（取得日にDI Marketing Partnersへ商号変更）の株式を取得し、同社を完全子会社としております。

3. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2019年12月期)	第 12 期 (2020年12月期)	第 13 期 (2021年12月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売上高 (百万円)	9,339	11,825	16,640	10,377
経常利益 (百万円)	534	683	1,286	1,400
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	274	435	757	853
1株当たり当期純利益 (円)	31.63	47.29	77.33	87.12
総資産 (百万円)	3,762	4,689	10,560	11,410
純資産 (百万円)	1,349	1,885	4,945	5,735
1株当たり純資産額 (円)	147.79	186.23	440.50	528.39

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2019年12月期)	第 12 期 (2020年12月期)	第 13 期 (2021年12月期)	第 14 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高 (百万円)	441	618	1,313	796
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	0	△28	467	72
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△9	△72	2,067	△390
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△1.11	△7.83	211.14	△39.89
総 資 産 (百万円)	2,531	3,563	4,046	3,655
純 資 産 (百万円)	628	537	2,664	2,205
1株当たり純資産額 (円)	68.66	54.94	272.03	224.81

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

4. 対処すべき課題

(1) デジタルトランスフォーメーション事業

① 新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年はI o T（注1）やVR（注2）の進展、AI（人工知能）の活用等により、テクノロジーの進化が進んでおり、併せてユーザーニーズも変化しております。同時に既存ベンダ、他業種からの新規参入、M&A等IT業界全体として、競争が活発化しております。

このような事業環境のもとで、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

- (注) 1. I o Tとは、Internet of Thingsの略で、あらゆる物がインターネットを通じて繋がることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称であります。
2. VRとは、Virtual Realityの略称であり、人間の感覚器官に働きかけ、現実ではないが実質的に現実のように感じられる環境を人工的に作り出す技術の総称であります。

(2) デジタルマーケティング事業

① マーケティング支援体制の強化

当社グループは、インターネット広告代理事業を行うだけでなく、データ解析及び細分化された仮説検証による独自のマーケティングメソッドに基づくコンサルティングを実施することにより、ユーザー視点に立脚した戦略立案、専門部隊による運用、綿密な分析に基づく改善提案により、クライアント企業とその顧客・ユーザーとの間に最適なコミュニケーションを設計してまいりました。今後も、MA/CRM支援を含むマーケティング全体の最適化を支援する体制をさらに強化するとともに、新たな技術やツールに柔軟に対応したサービスの提供を推進してまいります。

② インターネット広告市場におけるシェア拡大

我が国の広告支出においては、2021年のインターネット広告市場が2兆7,052億円（前年比21.4%増：株式会社電通発表）となり、社会の急速なデジタル化を背景に、インターネット広告費がマスコミ四媒体広告費（2兆4,538億円：株式会社電通等共同発表）を上回るなど、広告のデジタル化の流れは引き続き拡大しております。

このような環境の中、当社グループの業績も堅調に伸長しておりますが、拡大中のデジタルマーケティング市場における需要の取り込みを更に加速させてまいります。

(3) 海外展開への対応

経済活動のグローバル化に伴い、当社グループにおいても、海外市場への対応が必要であると認識しております。かかる課題に対して、当社グループでは市場調査等を引き続き進め、海外における事業体制の強化等を検討しております。なお、デジタルトランスフォーメーション事業においては、当社子会社の株式会社 Sharing Innovationsが、ベトナム社会主義共和国にシステム開発を行う子会社を1社有しております。

(4) 人材確保と人材育成

当社グループの企業規模の拡大及び成長のためには、高付加価値なサービスを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると考えております。そのためには、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく必要があります。当社グループでは、採用活動を積極的に推進するとともに、社員への教育体制の整備及び改善を図り、チームを構成する個々人の才能を伸ばす取り組みを推進してまいります。

(5) 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。そのため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、並びに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化を推進してまいります。

また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

5. 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業内容	主なサービス
デジタルトランスフォーメーション事業	クラウドインテグレーション、WEBシステム開発、アプリ開発
デジタルマーケティング事業	運用型広告、SEOコンサルティング、クリエイティブサービス
その他	プラットフォーム事業、タレントマネジメントシステム、新規事業等

6. 主要な事業所及び使用人の状況（2022年12月31日現在）

(1) 主要な事業所

① 当社

本社：東京都渋谷区

② 子会社

株式会社デジタルアイデンティティ

（本社：東京都渋谷区、支社：九州支社（福岡県福岡市）、大阪支社（大阪府大阪市）、札幌支社（北海道札幌市））

株式会社Sharing Innovations

（本社：東京都渋谷区、支社：福岡オフィス（福岡県福岡市）、福岡クラウドインテグレーション事業部オフィス（福岡県福岡市）、大分オフィス（大分県大分市）、広島オフィス（広島県広島市）、京都オフィス（京都府京都市））

株式会社Orchestra Investment（本社：東京都渋谷区）

株式会社ワン・オー・ワン（本社：東京都渋谷区）

株式会社Concerto Partners（本社：東京都渋谷区）

株式会社クラウドアーチ（本社：東京都渋谷区）

株式会社ぱむ（本社：東京都渋谷区）

株式会社アールストーン（本社：東京都渋谷区）

株式会社DI Marketing Partners

（本社：東京都渋谷区、支社：九州支社（福岡県福岡市）、大阪支社（大阪府大阪市）、札幌支社（北海道札幌市）、名古屋支社（愛知県名古屋市））

(2) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デジタルトランスフォーメーション事業	313名	43名増
デジタルマーケティング事業	362名	136名増
その他の	40名	5名増
全社（共通）	41名	14名増
合計	756名	198名増

- (注) 1. 使用人数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者は当連結会計年度の平均人数が使用人数の10%に満たないため、記載を省略しております。
2. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門の使用人であります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて198名増加したのは、当社の子会社である株式会社デジタルアイデンティティが、2022年9月30日付で株式会社DI Marketing Partnersの株式を取得し、完全子会社化したこと及び業容の拡大に伴い採用が増加したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21名	9名増	38.7歳	3.2年

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名 称	住 所	資本金または 出 資 金 (百万円)	主 要 な 事 業 の 内 容	議 決 権 の 所 有 割 合 (%)
株式会社デジタルアイデンティティ	東京都渋谷区	110	デジタルマーケティング事業	100.0
株式会社 Sharing Innovations	東京都渋谷区	436	デジタルトランスフォーメーション事業、プラットフォーム事業	71.6
株式会社 Orchestra Investment	東京都渋谷区	47	投資事業	100.0
株式会社ワン・オー・ワン	東京都渋谷区	217	タレントマネジメントシステムの開発、販売	100.0
株式会社 Concerto Partners	東京都渋谷区	16	M&Aプラットフォーム事業	100.0
株式会社クラウドアーチ	東京都渋谷区	50	クラウド型コンタクトセンターに関する開発、設計、構築、運用	100.0
株式会社ばむ	東京都渋谷区	30	デジタルマーケティング事業	100.0
株式会社アールストーン	東京都渋谷区	20	人材紹介事業	100.0
株式会社 DI Marketing Partners	東京都渋谷区	32	デジタルマーケティング事業	100.0

(注) 1. 議決権比率には子会社による間接所有を含んでおります。

2. 株式会社ワン・オー・ワンは、2022年1月26日付及び2022年9月15日付で増資を行い、資本金が増加しております。
3. 株式会社デジタルアイデンティティは、2022年9月30日付で株式会社LIFULL Marketing Partners（取得日にDI Marketing Partnersへ商号変更）の株式を取得し、同社を完全子会社としております。
4. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

8. 主要な借入先及び借入額（2022年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	574,612千円
株式会社日本政策金融公庫	350,000千円
株式会社商工組合中央金庫	110,225千円
株式会社りそな銀行	74,180千円
株式会社三井住友銀行	72,290千円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 31,000,000株
② 発行済株式の総数 9,811,400株
(注) ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は15,400株増加しております。
③ 当事業年度末の株主数 4,779名
④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
中村慶郎	1,899,400株	19.36%
佐藤亨樹	1,784,900株	18.19%
慶キャピタル株式会社	775,200株	7.90%
T S K capital株式会社	775,200株	7.90%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	456,100株	4.65%
脇山季秋	405,000株	4.13%
鈴木謙司	324,000株	3.30%
蔭山恭一	180,000株	1.83%
上田八木短資株式会社	155,300株	1.58%
五代儀直美	140,000株	1.43%

(注) 持株比率は自己株式(97株)を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第 3 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 数	2,242個
保 有 人 数 当社取締役（社外取締役を除く）	4名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 224,200株
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	新株予約権 1個当たり7円
権 利 行 使 時 1 株 当 た り の 行 使 価 額	866円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	自 2020年4月1日 至 2024年3月31日
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	(注)

(注) 新株予約権の主な行使条件

- ① 2019年12月期から2022年12月期のいずれかの事業年度において、当社の連結営業利益の額が10億円を超過した場合：割当を受けた本新株予約権の50%。
割当日から本新株予約権の権利行使期間が満了するまでの期間のいずれかの時点において、金融商品取引所における当社の時価総額が250億円を超過し、かつ、上記の条件も充足されている場合（その前後を問わない。）：割当を受けた新株予約権の100%
- ② 新株予約権は、発行時に割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という）において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

名 称	第 4 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 数	1,758個
保 有 人 数 当 社 取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	4名
新 株 予 約 権 の 目 的 で あ る 株 式 の 種 類 及 び 数	当 社 普 通 株 式 175,800株
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	新 株 予 約 権 1 個 当 た り 100円
権 利 行 使 時 1 株 当 た り の 行 使 価 額	2,870円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	自 2023年4月1日 至 2027年3月31日
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	(注)

(注) 新株予約権の主な行使条件

- ① 2022年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度において、当社の連結EBITDAの額が35億円を超過した場合：割当を受けた本新株予約権の50%
割当日から本新株予約権の権利行使期間が満了するまでの期間のいずれかの時点において、金融商品取引所における当社の時価総額が700億円を超過し、かつ、上記の条件も充足されている場合（その前後を問わない。）：割当を受けた新株予約権の100%
- ② 新株予約権は、発行時に割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という）において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

2. 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第 4 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 数	201個
当 社 使 用 人 等 の 交 付 状 況	当社使用人 (2名 20個 2,000株) 子会社の役員及び使用人 (7名 181個 18,100株)
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 20,100株
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	新株予約権1個当たり100円
権 利 行 使 時 1 株 当 た り の 行 使 価 額	2,870円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	自 2023年4月1日 至 2027年3月31日
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	(注)

(注) 新株予約権の主な行使条件

- ① 2022年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度において、当社の連結EBITDAの額が35億円を超過した場合：割当を受けた本新株予約権の50%
割当日から本新株予約権の権利行使期間が満了するまでの期間のいずれかの時点において、金融商品取引所における当社の時価総額が700億円を超過し、かつ、上記の条件も充足されている場合（その前後を問わない。）：割当を受けた新株予約権の100%
- ② 新株予約権は、発行時に割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という）において、これを行使用することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	中 村 慶 郎		株式会社Orchestra Investment代表取締役、株式会社クラウドアーチ代表取締役、株式会社アールストーン取締役
代 表 取 締 役	佐 藤 亨 樹		株式会社Orchestra Investment代表取締役、株式会社ネクシイズグループ取締役、株式会社バルニバービ社外監査役、株式会社アールストーン取締役
取 締 役	鈴 木 謙 司	デジタルマーケティング 事 業 担 当	株式会社デジタルアイデンティティ代表取締役、株式会社ばむ代表取締役、株式会社ピース代表取締役、株式会社DI Marketing Partners代表取締役
取 締 役 C F O	五 代 儀 直 美		株式会社Orchestra Investment取締役
取 締 役	若 松 俊 樹		Saltus法律事務所代表、ニューラルポケット株式会社監査役、ベステラ株式会社社外取締役
取 締 役	岩 井 裕 之		株式会社かっこ代表取締役
常 勤 監 査 役	中 島 由 紀 子		株式会社デジタルアイデンティティ監査役、株式会社ワン・オー・ワン監査役、中島公認会計士事務所代表、株式会社スタジオアタオ社外取締役
監 査 役	杉 浦 直 樹		株式会社アセットプライム代表取締役、税理士法人アセットプライム代表社員、杉浦公認会計士事務所代表
監 査 役	岩 波 竜 太 郎		岩波公認会計士事務所代表、アイプラスアドバイザー株式会社代表取締役、株式会社インテグリティ・ヘルスケア社外監査役、キングソフト株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役若松俊樹氏及び取締役岩井裕之氏は、社外取締役であります。
2. 取締役若松俊樹氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、社外監査役であります。
4. 監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役若松俊樹氏、取締役岩井裕之氏、監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏につきま

- しては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 取締役若松俊樹氏、岩井裕之氏、監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としていません。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等

①取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年3月28日開催の第7回定時株主総会において年額5億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人給分とは含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2022年3月29日開催の第13回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 取締役の個人別の報酬等(業績連動報酬等または非金銭報酬等のいずれでもない報酬等に限り、以下「基本報酬」という。)の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

イ. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、業績連動報酬等を設ける場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。

ウ. 非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、非金銭報酬等を設ける場合には、当該非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。

エ. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の種類別の割合については具体的な割合を予め定めないものとします。

オ. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

上記アからウに記載のとおりであります。なお、業績連動報酬等または非金銭報酬等を新たに設ける場合には、当該業績連動報酬等または非金銭報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。

カ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長が報酬等の決定に関する全部の事項を委任されるものとします。委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

(2) 当事業年度に係る役員報酬等の総額

区 分	対象となる 役員の数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	6人 (2人)	140,250千円 (7,050千円)	140,250千円 (7,050千円)	— (—)	— (—)
監 査 役	3人	17,100千円	17,100千円	—	—
計	9人	157,350千円	157,350千円	—	—

(注) 監査役については全員が社外監査役であるため、内数は記載していません。

5. 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	若松俊樹	当事業年度開催の取締役会23回すべてに出席しております。弁護士としての幅広い経験と高い専門性を踏まえ、当社のコーポレートガバナンス強化への貢献や、社外・独立的な立場からの経営への監督、意見陳述を行っていただくという当社の期待に応え、取締役会において当該視点から助言・提言をいただくなど、当社社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役	岩井裕之	2022年3月29日就任以降に開催された取締役会18回のうち18回すべてに出席しております。経営者として長年にわたり経験を積まれており、取締役会において当該視点から助言・提言をいただき、当社社外取締役として適切な役割を果たしております。
監査役	中島由紀子	当事業年度開催の取締役会23回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。
監査役	杉浦直樹	当事業年度開催の取締役会23回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。
監査役	岩波竜太郎	当事業年度開催の取締役会23回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。

6. 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	5人	24,150千円

7. 記載内容についての社外役員の意見

記載すべき重要な事項はありません。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 33,000千円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 66,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が、当社で2,480千円、連結子会社で150千円あります。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を整備しております。なお、当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として、以下の内容を取締役会において決議しております。

- ① 当社並びに子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、就業規則、コンプライアンス等に関する社内基準を設け、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築する。
 - (b) 当社は、「取締役会規程」を始めとする社内規程を制定し、取締役会に監査役が出席することを定め、また、各取締役が相互に牽制することにより取締役の業務執行を監督する。
 - (c) 当社は、コーポレートマネジメント部門をコンプライアンスの統括部署とし、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図る。あわせてグループ内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容には適時適切に対応する。
 - (d) 当社は、内部監査室を通して、当社グループにおける各部門及び各拠点を対象に、当社グループの役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
 - (e) 当社は、「反社会的勢力との取引防止規程」及び「コンプライアンス規程」を設けており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、反社会的勢力との関係排除に取り組むものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、内部情報管理規程等に従い、文書または電磁的記録により、保存及び管理する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会が当社グループ全体のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役がリスク管理を行うとともに、内部通報制度を設けることによりリスク情報を一元的に管理し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時は企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - (b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制並びに子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告体制
- (a) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本事項を定めた関係会社管理規程を定める。
 - (b) 当社は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社からの報告の受領並びに業務執行への指示等を行う。
 - (c) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社における重要事項を適時報告させる。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
 - (b) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものとする。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものとする。
- ⑦ 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社グループの取締役及び使用人は、取締役会及びその他重要な会議において、または各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - (b) 監査役への報告・情報提供は以下のとおりとする。
 - ・重要な機関決定事項
 - ・経営状況のうち重要な事項
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
 - ・重大な法令・定款違反
 - ・内部通報窓口その他への相談、通報状況等
 - ・その他、重要事項
- 監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる前払いまたは債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、原則として速やかにこれを処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は、監査役の業務の遂行にあたり、当社各部門及びグループ各社に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。
 - (b) 当社は、監査役が、取締役会を始め、重要な会議に出席することを妨げないものとする。
 - (c) 監査役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するために、財務報告に係る内部統制の評価・報告体制を準備し、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- (a) 主な会議開催状況として、取締役会は23回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保しました。その他、監査役会を12回開催いたしました。
- (b) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- (c) 内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

7 株式会社の状況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

~~~~~  
<備考>

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年12月31日 現在)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|-----------------------|------------|-------------------------|------------|
| ( 資 産 の 部 )           |            | ( 負 債 の 部 )             |            |
| 流 動 資 産               | 7,275,989  | 流 動 負 債                 | 4,385,443  |
| 現金 及 び 預 金            | 3,016,381  | 買 掛 金                   | 2,397,879  |
| 受取手形、売掛金及び<br>契 約 資 産 | 3,317,823  | 短 期 借 入 金               | 388,000    |
| 仕 掛 品                 | 19,744     | 1年内返済予定の長期借入金           | 297,516    |
| 預 け 金                 | 319,653    | 未 払 法 人 税 等             | 321,688    |
| そ の 他                 | 602,387    | 未 払 消 費 税 等             | 166,772    |
| 固 定 資 産               | 4,134,083  | 賞 与 引 当 金               | 25,907     |
| 有 形 固 定 資 産           | 646,721    | そ の 他                   | 787,679    |
| 建 物                   | 216,252    | 固 定 負 債                 | 1,289,452  |
| 土 地                   | 387,971    | 長 期 借 入 金               | 1,023,090  |
| そ の 他                 | 42,497     | そ の 他                   | 266,362    |
| 無 形 固 定 資 産           | 2,042,652  | 負 債 合 計                 | 5,674,895  |
| の れ ん                 | 1,964,386  | ( 純 資 産 の 部 )           |            |
| そ の 他                 | 78,265     | 株 主 資 本                 | 4,781,087  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産       | 1,444,710  | 資 本 金                   | 202,843    |
| 投 資 有 価 証 券           | 958,905    | 資 本 剰 余 金               | 1,687,375  |
| 繰 延 税 金 資 産           | 86,685     | 利 益 剰 余 金               | 2,890,970  |
| そ の 他                 | 399,118    | 自 己 株 式                 | △102       |
| 資 産 合 計               | 11,410,073 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 403,148    |
|                       |            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 404,322    |
|                       |            | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | △1,173     |
|                       |            | 新 株 予 約 権               | 148,210    |
|                       |            | 非 支 配 株 主 持 分           | 402,731    |
|                       |            | 純 資 産 合 計               | 5,735,178  |
|                       |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 11,410,073 |

## 連結損益計算書

(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 10,377,898 |
| 売上原価            | 5,273,103  |
| 売上総利益           | 5,104,794  |
| 販売費及び一般管理費      | 3,753,884  |
| 営業利益            | 1,350,909  |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息及び配当金       | 554        |
| 補助金収入           | 30,948     |
| 不動産賃貸料          | 35,816     |
| その他の            | 4,437      |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 3,963      |
| 支払手数料           | 7,715      |
| 事務所移転費用         | 3,499      |
| 減価償却費           | 7,020      |
| その他の            | 332        |
| 経常利益            | 1,400,134  |
| 特別利益            |            |
| 投資有価証券売却益       | 84,521     |
| 特別損失            |            |
| 減損損失            | 16,493     |
| 固定資産除却損         | 4,071      |
| 税金等調整前当期純利益     | 1,464,091  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 521,232    |
| 法人税等調整額         | 57,705     |
| 当期純利益           | 885,153    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 31,443     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 853,709    |

# 貸借対照表

(2022年12月31日 現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 2,100,685 | 流動負債          | 1,371,142 |
| 現金及び預金    | 168,595   | 短期借入金         | 388,000   |
| 売掛金       | 915,406   | 1年内返済予定の長期借入金 | 225,460   |
| 前払費用      | 21,256    | 関係会社短期借入金     | 634,000   |
| 未収還付法人税等  | 369,916   | 未払金           | 82,552    |
| 関係会社短期貸付金 | 560,880   | 未払費用          | 19,824    |
| 貸倒引当金     | △62,019   | 未払配当金         | 413       |
| その他       | 126,650   | 未払消費税等        | 7,037     |
| 固定資産      | 1,555,278 | 未払法人税等        | 145       |
| 有形固定資産    | 61,343    | 預り金           | 13,709    |
| 建物        | 42,775    | 固定負債          | 79,132    |
| 工具、器具及び備品 | 18,567    | 長期借入金         | 70,980    |
| 無形固定資産    | 3,888     | 関係会社事業損失引当金   | 4,539     |
| ソフトウェア    | 3,888     | 繰延税金負債        | 3,613     |
| 投資その他の資産  | 1,490,046 | 負債合計          | 1,450,275 |
| 関係会社株式    | 1,376,273 | (純資産の部)       |           |
| その他       | 113,773   | 株主資本          | 2,058,791 |
| 資産合計      | 3,655,964 | 資本金           | 202,843   |
|           |           | 資本剰余金         | 130,098   |
|           |           | 資本準備金         | 130,098   |
|           |           | 利益剰余金         | 1,725,952 |
|           |           | その他利益剰余金      | 1,725,952 |
|           |           | 繰越利益剰余金       | 1,725,952 |
|           |           | 自己株式          | △102      |
|           |           | 新株予約権         | 146,897   |
|           |           | 純資産合計         | 2,205,689 |
|           |           | 負債・純資産合計      | 3,655,964 |

# 損益計算書

(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額     |
|---------------|---------|
| 営業収益          | 796,524 |
| 営業費用          | 724,785 |
| 営業利益          | 71,739  |
| 営業外収益         |         |
| 受取利息          | 5,016   |
| 補助金収入         | 200     |
| その他           | 573     |
| 営業外費用         |         |
| 支払利息          | 2,868   |
| 支払手数料         | 2,577   |
| 経常利益          | 72,083  |
| 特別利益          |         |
| 関係会社事業損失引当金戻入 | 30      |
| 特別損失          |         |
| 関係会社株式評価損     | 416,291 |
| 税引前当期純損失      | 344,177 |
| 法人税、住民税及び事業税  | 289     |
| 法人税等調整額       | 46,395  |
| 当期純損失         | 390,862 |



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

株式会社Orchestra Holdings  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 根津美香  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 八幡正博  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Orchestra Holdings及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

株式会社Orchestra Holdings  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 根津美香  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 八幡正博  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月24日

株式会社Orchestra Holdings 監査役会

常勤監査役  
(社外監査役) 中島由紀子 ㊟

監査役  
(社外監査役) 杉浦直樹 ㊟

監査役  
(社外監査役) 岩波竜太郎 ㊟

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

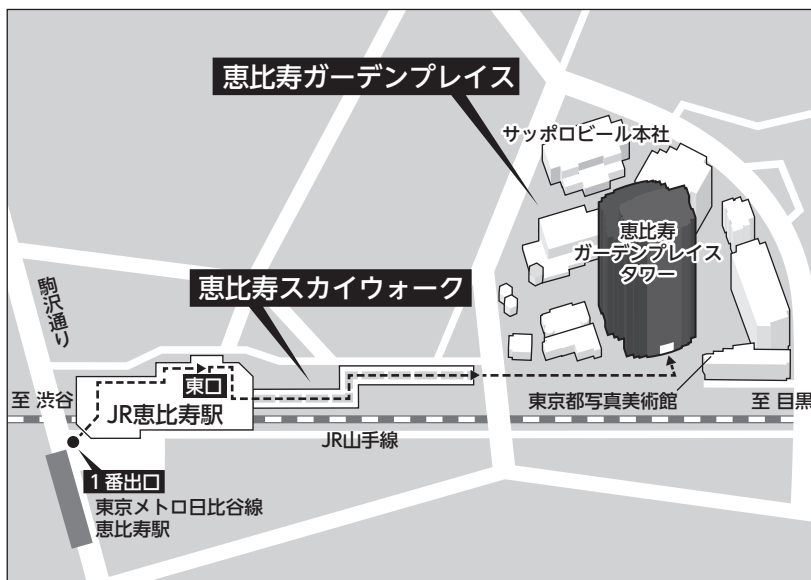
## 定時株主総会会場ご案内図

### 会場

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー5階  
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室

### 交通

- J R 山手線・埼京線 恵比寿駅東口から  
恵比寿スカイウォークで徒歩約5分
- 東京メトロ日比谷線 恵比寿駅1番出口から  
正面のエスカレーターに乗り、J R 恵比寿駅東口から  
恵比寿スカイウォークで徒歩約10分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。